

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（原稿誤り・印刷誤り）
新旧対照条文 目次

- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（準用） 第二百八十条 第四十九条の二から第四十九条の八まで、第四十九条の十から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の五から第五十三条の十一まで（第五十三条の八第五項及び第六項を除く。）並びに第二百二十条の二第一項、第二項及び第四項並びに第一節、第二節（第二百六十六条を除く。）、第三節、第四節（第二百六十九條第一項及び第二百七十六條を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第四十九条の二第一項中「第五十三条」とあるのは「第二十八十条において準用する第二百七十八條において準用する第二百七十八條の二第二項並びに第五十三条の十「<u>「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのと、第四十九条の四中「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、切な指導」とあるのは「適切な相談十二中「介護予防訪問入浴介護従業者、第四十九条の十三第一項中「提供、第四十九条の十三第一項中「提供訪問入浴介護について法第五十二条に代わって支払を受ける介護予防費提供の開始日及び終了日、種目、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第二百二十条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉</u>」を訂正する。</p>	<p>（準用） 第二百八十条 第四十九条の二から第四十九条の八まで、第四十九条の十から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の五から第五十三条の七まで、第五十三条の八（第五項及び第六項を除く。）、第五十三条の九から第五十三条の十一まで並びに第二百二十条の二第一項及び第二項並びに第一節、第二節（第二百六十六条を除く。）、第三節、第四節（第二百六十九條第一項及び第二百七十六條を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第四十九条の二中「第五十三条」とあるのは「第二十八十条において準用する第二百七十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十九条の四中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第四十九条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四十九条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第四十九条の十三中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者によって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第五十条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第二百二十条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百六十九條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中</p>

用具専門相談員」と、第二百六十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

（印刷誤り）
官報では改行とされていたが、「第十六条第四項」以下は前行に続く。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 養護老人ホームに係る老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第十七条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準</p> <p>条第二項、第二十六条、第二十九条及び第三十条の規定による</p> <p>四・五 （略）</p> <p>基準</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 養護老人ホームに係る老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第十七条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準</p> <p>第十六条第四項から第六項まで、第二十六条及び第二十九条の規定による基準</p> <p>四・五 （略）</p>

○ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（口腔衛生の管理）</p> <p>第二十条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p>	<p>（新設）</p>

（印刷誤り）
官報ではルビが振られていなかったが、「腔」には「くう」とルビを振る。